

資料1

○生駒市特定教育・保育施設における給食費徴収規則の一部を改正する規則

生駒市特定教育・保育施設における給食費徴収規則(令和元年9月生駒市規則第17号)新旧対照表

現行	改正案
(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 小学校就学前子ども 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。 (2) 教育・保育給付認定保護者 法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定保護者をいう。 (3) 特定教育・保育施設 法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設をいう。 (4) 教育認定子ども <u>子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下「令」という。)第4条第1項第1号に規定する教育認定子どもをいう。</u> (5) 満3歳以上保育認定子ども <u>令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。</u> (6) 満3歳未満保育認定子ども 令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。	(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 小学校就学前子ども 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。 (2) 教育・保育給付認定保護者 法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定保護者をいう。 (3) 特定教育・保育施設 法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設をいう。 (4) 教育認定子ども <u>法第27条第1項に規定する教育認定子どもをいう。</u> (5) 満3歳以上保育認定子ども <u>子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下「令」という。)第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。</u> (6) 満3歳未満保育認定子ども 令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。